

消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室
0748-24-5619 050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん

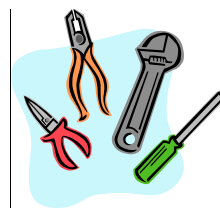


と

シュマー君



が



排水管の清掃

についてお知らせします。

シュマー たいへんや、たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー そやかてたいへんなんや。昨日じいちゃんと留守番してたらな、排水管の掃除をせなあかんってお役人が来たんだにゃ。

コン お役人？

シュマー うん。名札もしてたにゃ。

コン 排水管の掃除かあ。家もしてないと思うよ。

シュマー それはいけないにゃ。逮捕されるかもしれないにゃ。

コン まさかあ！

シュマー でも、「下水の排水管が汚れているから掃除をきなさい」って、注意をされたの。それに「排水管の掃除は義務だから、今すぐにやりなさい」って言われたにゃあ。

コン 配水管の掃除が義務って言われたの？

シュマー そうだにゃ。それで、掃除するのに本当は5万円かかるけど、今なら1万円できると言われたから、じいちゃんと相談してお願いしたにゃ。だって、逮捕されたら困るからにゃ。

コン それじゃあ、1万円を払ったの？

シュマー うん。じいちゃんが虎の子で払ったにゃ。

コン あのね。シュマー君。下水の排水管の掃除は義務じゃないよ。

シュマー え～！ほんまか！？

コン だから、その人は市役所のお役人じゃないよ。シュマー君たちに、排水管の掃除の契約をさせるために公的機関をかたったんだよ。

シュマー うにゃあ～善良な僕たちをだますなんひどいにゃ！

コン 昨日の契約なら、クーリング・オフができるから、すぐに消費生活センターで相談したほうがいいよ。

シュマー わかった。そうするにゃ。コンちゃんありがとうにゃ。



ご相談はお早めに！

相談やお問い合わせは 東近江市消費生活センターへ

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談室内)

◆ **相談専用電話 0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ **相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00**

(土・日・祝祭日・年末年始は休み)

みんな気をつけてや

